

少子化対策祝金

次代を担う子どもの出生率の向上を図るとともに、出生児の健全で健やかな成長並びに家族への元気、活気あふれる子育ての支援を行うことを目的として、祝金を支給しています。

健康福祉課
社会福祉係

24-8115

すこやか祝金

◆ 受給要件

すこやか祝金は、第3子以降出産時に次の要件を満たす方に支給されます。

- 大玉村に出生児の親の住所があること。
- 出生児が、同一世帯の第3子以降の新生児であること。
- 出産前引き続き3か月以上本村に住所を有していること。
- 2人以上の子ども(出生の日から18歳に到達する日以降の最初の3月31日までの間にある方をいう。)を現に扶養していること。

◆ 支給額

出生児1人につき30万円

◆ 支払時期

申請に係る審査を行い、支給の有無を決定し支給します。

子育て祝金

◆ 受給要件

子育て祝金は、子が15歳到達後最初の3月31日までの間にある子を養育し、次の要件を満たす方に、支給されます。

- 大玉村に出生児の親の住所があること。
- 同一世帯の子が、15歳到達後最初の3月31日までの間にあること。
- 3か月以上本村に住所を有していること。
- 5人以上の子どもを現に扶養していること。



◆ 支給額

子1人につき年額1万円

◆ 支払時期

申請に係る審査を行い支給の有無を決定し、毎年5月に支払われます。

祝金助成申請 [すこやか祝金・子育て祝金共通]

少子化対策祝金支給申請書(第1号様式)に必要書類を添付して請求手続きが必要です。申請しない限り支給されませんのでご注意ください。詳細は健康福祉課窓口にお問い合わせください。

申請に必要なもの [すこやか祝金・子育て祝金共通]

- 少子化対策祝金支給申請書(第1号様式) ※村のホームページからもダウンロードできます。
- 認め印 ● 振込先口座が確認できるもの(名義は申請者本人のものに限ります)

在宅子育て応援奨励金

◆ 受給要件

在宅子育て応援奨励金は次の要件を満たす方に支給されます。

- 対象児童** 生後6か月を経過した日から満1歳に到達するまでの子ども
- 対象者** 対象児童と生計を同一にし、保育所、認可外保育所、認定こども園、託児所等を利用せずに、在宅で育児を行っている保護者(村税等の未納がない場合に限る)。

◆ 支給額

対象児童1人につき、月額10,000円(最大60,000円)を一括で支給

◆ 支払時期

満1歳に到達した月及び異動(転出や保育所等への入所等)のあった月の翌月

◆ 申請に必要なもの

- 大玉村在宅子育て応援奨励金支給申請書(様式第1号) ※村のホームページからもダウンロードできます。
 - 振込を希望される通帳の写し
- ※必要に応じて納税証明書等の提出を求めることがあります。

村外保育施設利用者交付金

当該年度内に待機児童が見込まれる場合または就労上やむを得ない場合において、大玉村外保育施設(公立・私立にかかわらず、村外にある認可または認可外保育施設等)へ通所している生後6か月から満3歳に達する年度の3月31日までの児童の保護者で、次の受給要件を満たす方に対し交付金を交付します。

◆ 受給要件

- (1) 大玉村に居住し、住民登録があること。
- (2) 両親及び家族の方の就労や病気等の事情により家庭において十分に保育することができない場合(村保育所入所要件と同様)。
- (3) 大玉村外保育施設と月を単位とする契約を締結していること(1日当たり4時間以上かつ1月当たり15日以上期間の契約に限る)。
- (4) 村税等を滞納していないこと。

◆ 交付額

通所児1人につき、保護者が保育施設に支払った月額利用料から、仮に通所児が大玉村保育所に入所した場合にかかる保育料を差し引いた額と交付上限額(50,000円)を比較して少ない方の額(時間外保育料、別途徴収されている食事代、習い事等の費用は対象外)。

◆ 交付金受付・支払時期

年2回に分けて交付します。(右表参照)

	利用月	受付期間	振込予定時期
第1期	4月～9月	10月1日～10月15日	11月中旬
第2期	10月～3月	3月31日まで	5月中旬

※3か月毎(4～6月、7～9月、10～12月、1～3月)の交付も可能です。
※交付対象者(保護者)からの申請に基づき交付します。
詳しくは担当までお問い合わせください。

健康福祉課
社会福祉係

24-8115

